

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣

} あて

広島市議会議長名

特別市制度の早期実現を求める意見書案

現行の指定都市制度は、昭和 31 年に暫定的に導入されたものです。現行制度によって、道府県の事務・権限の一部が指定都市に移譲され、幅広い行政サービスが提供できるようになったものの、道府県と指定都市の間には二重行政が存在し、道府県から移譲されている事務・権限に必要な財源に税制上の措置が十分でないといった課題があり、新たな大都市制度の実現が必要となっています。

大都市は、住民に最も身近な基礎自治体であるとともに、圏域の中核都市としての重要な役割も担っています。我が国が更なる成長を実現するためには、人口減少や東京一極集中といった喫緊の課題を克服せねばならず、そのためには、大都市が持つ社会的な資源を最大限に活用して、圏域の活性化を促進することが求められます。

こうした中、本市は、広島・山口・島根の 3 県にまたがる 34 市町で構成する広島広域都市圏を形成し、ヒト・モノ・カネ・情報を圏域内で循環させる「ローカル経済圏」の構築に向け、医療や教育といった高次都市機能の集積・強化や圏域内公共交通網の充実・強化、圏域市町への技術職員の派遣など、周辺市町との水平連携、水平補完のモデルとなる事業に取り組んでいます。今後、圏域の更なる活性化のため、これらの取組を一層充実させていくことが必要です。

特別市制度は、二重行政の解消と適正な財源配分等による行政サービスの向上はもとより、大都市を中心とした地方自治体間の連携強化による圏域の発展に資するものです。また、特別市及び特別市を中心とした圏域が複数形成されることにより、多極分散型の社会が実現し、東京一極集中により生じている課題が解決されるとともに、我が国の更なる成長につながります。

よって、国会及び政府におかれては、大都市が、地域の実情に応じてその役割を最

大限果たすことができる大都市制度を選択できるよう、特別市制度の早期実現を強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。